

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（1件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 町田 隆太
- (2) 学 校 名 東京都立青井高等学校
- (3) 職 名 元教諭
- (4) 年 齢 40歳
- (5) 性 別 男

2 失職年月日

令和5年2月4日

3 失職理由

令和4年9月27日、コンビニエンスストアの駐車場において、覚醒剤を含有する結晶約1.032グラム及び麻薬を含有する粉末約0.294グラムを所持するとともに、同コンビニエンスストアにおいて、同覚醒剤を使用したとして、覚醒剤取締法違反及び麻薬及び向精神薬取締法違反により起訴され、令和5年1月20日、東京地方裁判所において、懲役2年、3年間執行猶予の判決を受け、同年2月4日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（島しょ）
- (2) 職 名 主 任
- (3) 年 齢 3 8 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 5 年 7 月 1 2 日

4 処分理由

正当な理由なく、令和 4 年 1 2 月 2 5 日、住宅の勤務校女性教員の居室に、同居室の合鍵を用いて侵入するなどした。

また、令和 5 年 1 月 4 日、同校において、同校女性職員の机の引き出しから、別の住宅の同職員の居室の合鍵を窃取するなどした。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記被害者が特定される可能性があることから、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）